

処分基準整理票

処分の内容	集会施設の使用許可の取消し		
根拠法令及び条項	蓮田市図書館設置及び管理条例第11条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （使用許可の取消し） 第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会施設の使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用の条件を変更することができる。 （1） 使用目的が許可内容と違ったとき。 （2） 災害その他の事故により集会施設が使用できなくなったとき。 （3） 図書館運営上特に必要があると認めたとき。 2 使用者が前項の処分によって、損失を受けることがあっても、教育委員会はその責を負わない。		
処分基準設定年月日	平成10年11月1日	処分基準最終変更年月日	年 月 日
所管部署	蓮田市教育委員会生涯学習部社会教育課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。